

川越市意見公募手続要綱

(平成18年2月28日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市の施策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画と協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 市の施策等を策定する場合において、当該施策等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、その案について市民等から提出された意見(情報を含む。以下同じ。)を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する学校に在学する者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に関し利害関係を有するもの

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる施策等(以下「施策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策又は個別の行政分野における施策に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

- (2) その他実施機関が意見公募手続を行うことが必要であると認めるもの

(適用除外)

第4条 施策等の策定が次のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
(2) 法令により意見公募手続と同様の手続を実施する場合

(施策等の案等の公表)

第5条 実施機関は、施策等を策定する場合は、適切な時期に当該施策等の案及び次に掲げる事項を公表し、市民等から施策等の案についての意見の提出を求めなければならない。

- (1) 意見の提出先
(2) 意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)
(3) 意見の提出方法
(4) その他実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表する場合は、併せて次に掲げる項目を明らかにした資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 施策等の案を作成した趣旨、目的、背景等
(2) 施策等の案を作成する際に整理した実施機関の考え方及び論点
(3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が施策等の案を理解するために必要と認められるもの

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットの利用その他実施機関が定める方法により行うものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、前条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上意見提出期間を定めなければならない。ただし、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由が

あるときは、その理由を明らかにして30日を下回る意見提出期間を定めることができる。

2 意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参又は送付
- (2) ファクシミリ装置を用いた送信
- (3) インターネットの利用による送信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、氏名、住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

（意見公募手続の特例）

第7条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の審議等を経て施策等を策定する場合において、当該附属機関等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、第5条及び前条の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

（意見公募手続の周知）

第8条 市長は、意見公募手続を実施している施策等について一覧表を作成し、これをインターネットの利用により公表するものとする。

（意見の考慮）

第9条 実施機関は、意見公募手続を実施して施策等を策定する場合には、意見提出期間内に提出された当該施策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

（結果の公表等）

第10条 実施機関は、意見公募手続を実施して施策等を策定した場合には、当該施策等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 施策等の名称

- (2) 施策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見に対する実施機関の考え方
- (5) 提出意見を考慮した結果、施策等の案を修正した場合の内容及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず施策等を策定しないこととした場合には、その旨（別の施策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 実施機関は、第4条第1号又は第2号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで施策等を策定した場合には、当該施策等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 施策等の名称及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

6 第5条第3項の規定は、第1項、第4項及び前項の規定による公表の方法について準用する。

（実施状況の公表）

第11条 市長は、毎年度、意見公募手続の実施状況を市が発行する広報紙又はインターネットの利用により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、意見公募手続の実施について必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。